

特定元方事業開始報告の提出をお忘れなく！

～安全な職場づくりの第一歩です～



◆特定元方事業開始報告とは？

労働安全衛生規則第664条に基づき、建設業・造船業などで、元請事業者と下請事業者の労働者が同じ場所で作業する場合に、元方事業者が労働基準監督署へ提出する届出です。

◆なぜ必要なのか？

複数の事業者が混在する現場では、事故防止のために 安全衛生管理を統括する責任者の選任や連絡調整が必須です。そのため、現場の状況を労基署に報告する必要があります。

◆提出が必要な事業者は？

以下のすべてに該当する場合は、提出が必要です。

- ・建設業または造船業に該当
- ・下請事業者を使用する
- ・元請として工事を請け負っている
- ・常時使用労働者が10人以上

◆提出先

工事開始後、遅滞なく、所轄の労働基準監督署長（工事現場の所在地を管轄する労基署）へ提出。

◆よくある質問（FAQ）

- Q. 下請けがいない場合は？ → 提出不要です。
- Q. 労働者が途中で増減したら？
→ 再提出は必須ではないが、提出しても差し支えありません。
- Q. 常時労働者10人未満の場合は提出は不要か？
→ 10人未満の場合は提出省略が可能ですが、安全管理そのものは省略できませんので、必要な安全管理体制は引き続き整え労働災害防止に努めましょう。



五所川原労働基準監督署では、10人未満であっても
提出を推奨しています。

＼申請は電子申請が便利です／

特定元方事業者の事業開始報告

(安衛則664条による)

特 定 元 方 事 業 者	事業の種類	事業場の名称		事業場の所在地	常時就労労働者数	
				(現場)	名	
	事業の概要 (工事概要)			* (店社)		
	* 作業の開始年月日	令和 年 月 日		* 作業の終了予定年月日	令和 年 月 日	
	統括安全衛生責任者又は統括安全衛生責任者の職務を行う者の選任				元方安全衛生管理者又は元方安全衛生管理者の職務を行う者の選任	
	職 氏 名 職名 氏名			職 氏 名 職名 氏名		
店社安全衛生管理者の選任						
職 氏 名 職名 氏名						

令和 年 月 日

五所川原 労働基準監督署長 殿

特定元方事業者職氏名

備考

1 「常時就労労働者数」の欄には、元方事業者及び関係請負人の労働者数の合計数を記入すること。
2 この報告書に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。
3 ※この欄の記入については、任意であるが、記入することが望ましいこと。

※この欄の記入については、任意であるが、記入することが望ましいこと。

（特定元方事業者が講ずべき措置）

- ① 協議組織の設置および運営
 - ② 作業間の連絡および調整
 - ③ 作業場所の巡視
 - ④ 関係請負人への安全衛生教育の指導・援助
 - ⑤ 日程計画・設備配置計画の作成（該当業種のみ）
 - ⑥ その他、労働災害防止のために必要な事項

特定元方事業者の事業開始報告

(安衛則664条による)

特定元方事業者	事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地	常時就労労働者数
	事業の概要 (工事概要)		(現場)	名
	* 作業の開始年月日	令和 年 月 日	* 作業の終了予定年月日	
	統括安全衛生責任者又は統括安全衛生責任者の職務を行う者の選任		元方安全衛生管理者又は元方安全衛生管理者の職務を行う者の選任	
	職 氏 名	職名 氏名	職 氏 名	職名 氏名
	店社安全衛生管理者の選任			
	職 氏 名	職名 氏名		

関係請負人	事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
備考			

令和 年 月 日

五所川原 労働基準監督署長 殿

特定元方事業者職氏名

備考

- 1 「常時就労労働者数」の欄には、元方事業者及び関係請負人の労働者数の合計数を記入すること。
 2 この報告に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。
 3 ※の欄の記入については、任意であるが、記入することが望ましいこと。